

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第一一号）

1 佐賀県税条例の一部改正関係

(1) 個人の県民税

ア 成年扶養親族に対する扶養控除が見直されることに伴い、調整控除について所要の改正を行うこととした。（第三四条関係）

イ 寄附金税額控除の適用下限額を二、〇〇〇円（現行五、〇〇〇円）に引き下げることとした。（第三四条の二関係）

ウ 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する前年の合計所得金額が五〇〇万円以上の者について、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出できることとした。（附則第二条関係）

(2) 不動産取得税

次に掲げる納税義務の免除措置を廃止することとした。

ア 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第六六条の四関係）

イ 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第六六条の四関係）

ウ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築物の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第六六条の四関係）

エ 防災街区整備事業組合等が防災街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る

納税義務の免除措置（第六六条の四関係）

才 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第六六条の五関係）

力 農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第六六条の七関係）

キ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置（第六六条の八関係）

(3) 県たばこ税

ア 県たばこ税の税率を一、〇〇〇本につき六四四円引き下げることとした。（第七二条の二関係）

イ 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を一、〇〇〇本につき三〇五円引き下げることとした。（附則第一七条の四関係）

(4) 自動車取得税

一般乗合用旅客運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置に関する規定を定めることとした。（附則第一八条関係）

(5) その他

ア 県税に関する条例に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、佐賀県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととした。（第二一条関係）

イ 秩序犯に係る罰則の引上げ等を行うこととした。（第二九条、第五四一条、第六二条、第七二条の七の二、第九八条の二、第一一五条、第一二五条、第一四一条及び第一六九条の二関係）

2 佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係

- (1) 平成二十一年一月一日から平成二十三年二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する三パーセント軽減税率（県民税一・二パーセント）の特例を二年延長することとした。（平成二〇年改正条例附則第二条関係）

- (2) 平成二十一年一月一日から平成二十三年二月三十一日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の三パーセント軽減税率の特例を二年延長することとした。（平成二〇年改正条例附則第二条関係）

3 次に掲げる条例に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、佐賀県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととした。

- (1) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例
 - (2) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例
 - (3) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例
 - (4) 佐賀県企業立地の促進に関する条例
 - (5) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例
 - (6) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例
- 4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置等を定めることとした。